

経 済 産 業 省

20251008貿局第1号
輸出注意事項2025第24号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年10月15日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年10月22日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後				現 行			
1～6 （略）				1～6 （略）			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条約対象
(1)～(8) （略）	(略)	(略)	(略)	(1)～(8) （略）	(略)	(略)	(略)
(9) <u>カルボスルファン</u>	<u>55285-14-8</u>	<u>駆除剤</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
(10)～(34) （略）	(略)	(略)	(略)	(9)～(33) （略）	(略)	(略)	(略)
(35) ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤 (※) (※) 次に該当するもの。 <u>ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤。</u>	17804-35-2 (ベノミル) 1563-66-2 (カルボフラン) 137-26-8 (チウラム)	著しく有害な駆除用製剤		(34) ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤	17804-35-2 (ベノミル) 1563-66-2 (カルボフラン) 137-26-8 (チウラム)	著しく有害な駆除用製剤	
(36) <u>フェンチオン (※)</u> (※) 次に該当するもの。	<u>55-38-9</u>	<u>著しく有害な駆除用製剤</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<u>フェンチオンであって、1リットルにつき640g以上含有する高濃度少量（ULV）散布用製剤</u>							
<u>(37) メチルパラチオン (※)</u> <u>(※) 次に該当するもの。</u> <u>メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤並びに1.5%以上含有する粉剤</u>	<u>298-00-0</u>	著しく有害な駆除用製剤		<u>(35) ホスファミドン</u> <u>13171-21-6 ((E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物)</u> <u>23783-98-4 ((Z) 異性体)</u> <u>297-99-4 ((E) 異性体)</u>	著しく有害な駆除用製剤		
<u>(38) ホスファミドン (※)</u> <u>(※) 次に該当するもの。</u> <u>ホスファミドンであって、1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤</u>	<u>13171-21-6 ((E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物)</u> <u>23783-98-4 ((Z) 異性体)</u> <u>297-99-4 ((E) 異性体)</u>	著しく有害な駆除用製剤		<u>(36) メチルパラチオン</u> <u>298-00-0</u>	著しく有害な駆除用製剤		
<u>(39)～(53)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<u>(37)～(51)</u> (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)							
				(注) (略)			

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表			[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
20	核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であつて、核燃料物質以外のものをいう。（ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」昭和32年法律第166号）第2条第12項で定める国際規制物資以外のものに限る。）を除く。）	(新設)	(新設)	(新設)
33	(略)	(略)	33	(略)	(略)
35	(略)	(略)	35	(略)	(略)
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質及びこれを含有する混合物又は製剤	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジプロモエタン (EDB)、エンドスルファen、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、

					<u>ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、テルブホス、トキサフェン、トリクロロホン（別名ジメチル＝2，2，2－トリクロロ－1－ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP）、ペノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、デカブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモシクロドデカン、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N－エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N－メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N－エチルN－（2－ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N－（2－ヒドロキシエチル）－N－メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）、ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質（※）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、短鎖塩素化パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2，3－ジブromoプロピル）＝ホスファート、トリブチルスズ化合物（ビス（トリ </u>
--	--	--	--	--	--

					ブチルスズ)＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て) 並びにこれらを含む混合物又は製剤
		水銀化合物には、無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化物を含む。		(新設)	
			(削る)		次のいずれかに該当するものを除く。 ① ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含む粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合 ② ホスファミドンであって1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合 ③ メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合
		ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含む粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤をいう。		(新設)	
		フェンチオンであって、1リットルにつき640g以上含有する高濃度少量(ULV)散布用製剤をいう。		(新設)	
		メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤並びに1.5%以上含有する粉剤をいう。		(新設)	

		<u>ホスファミドンであって、1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤をいう。</u>			(新設)
		<u>石綿には、アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライトを含む。</u>			(新設)
		<u>商業用オクタブロモジフェニルエーテルには、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘptaブロモジフェニルエーテルを含む。</u>			(新設)
		<u>商業用ペンタブロモジフェニルエーテルには、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。</u>			(新設)
		<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物には、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペ</u>			(新設)

		<u>ルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。</u>				
		「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。			(※)「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。	
		(略)	(略)		(略)	(略)
		<u>短鎖塩素化パラフィンとは、炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。</u>			(新設)	
		<u>トリブチルスズ化合物とは、ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリレート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全てをいう。</u>			(新設)	
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第	<u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質及びこれを含有する混合物又は製剤</u>		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第	<u>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル(クロルデン類)、ビス(トリブチルスズ)=オキシド、N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6</u>	

	2条第2項に規定する第一種特定化学物質			2条第2項に規定する第一種特定化学物質	<u>ートリーターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロブター1, 3ージエン、2ー（2Hー1, 2, 3ーベンゾトリアゾールー2ーイル）ー4, 6ージーターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromobifenil、テトラブromोजifenilエーテル、ペンタブromोजifenilエーテル、ヘキサブromोजifenilエーテル、ヘプタブromोजifenilエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブromocyclohexane、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブromोजifenilエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの）、ペルフルオロ（ヘキサンー1ースルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩、UVー328、メトキシクロル、デクロランプラス並びにこれらを含有する混合物又は製剤</u>	
		<u>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</u> <u>① 潤滑油、切削油及び作動油</u> <u>② 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用</u>			<u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロ</u>	

		<u>又はシーリング用の充填料</u> <u>③ 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙</u> <u>④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器</u> <u>⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー</u> <u>⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</u>			<u>シクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬を含む。</u>	
		<u>ポリ塩化ナフタレンとは、塩素数が2以上のものに限る。</u>			（新設）	
		<u>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</u> <u>① 潤滑油及び切削油</u> <u>② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</u> <u>③ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</u>			<u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</u>	

		<u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬を含む。</u>				<u>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</u> ① <u>潤滑油、切削油及び作動油</u> ② <u>接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料</u> ③ <u>塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙</u> ④ <u>液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器</u> ⑤ <u>油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー</u> ⑥ <u>エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</u>	
		<u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条</u>				<u>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</u> ① <u>潤滑油及び切削油</u> ② <u>木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</u> ③ <u>塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</u>	

		第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。					
		(略)				(略)	
		ポリ塩化直鎖パラフィンとは、炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。				(新設)	
		ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤 ④ 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。） ⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑥ 皮革用の加脂剤				ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤 ④ 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。） ⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑥ 皮革用の加脂剤	
		(略)				(略)	
		ペルフルオロアルカン酸とは、構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。				(新設)	
		PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩が使				PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩が使	

		用されている以下の製品を含む。 ① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 ② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ③ 洗淨剤 ④ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑤ 塗料及びワニス ⑥ はつ水剤及びはつ油剤 ⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ トナー ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑫ 床用ワックス ⑬ 業務用写真フィルム				用されている以下の製品を含む。 ① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 ② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ③ 洗淨剤 ④ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑤ 塗料及びワニス ⑥ はつ水剤及びはつ油剤 ⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ トナー ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑫ 床用ワックス ⑬ 業務用写真フィルム	
		<u>ペルフルオロオクタン酸関連物質とは、ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するものをいう。</u>				（新設）	
		ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の				ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の	

		製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 消泡剤 ③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤 ④ 光ファイバー及びそのコーティング剤 ⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑧ 床用ワックス			製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 消泡剤 ③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤 ④ 光ファイバー及びそのコーティング剤 ⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑧ 床用ワックス	
		<u>ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）とは、構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。</u>			(新設)	
		<u>P F H x S</u>若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 金属の加工に使用するエッチング剤 ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤			<u>ペルフルオロ（ヘキサノー1ースルホン酸）（別名P F H x S）</u>若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 金属の加工に使用するエッチング剤	

		④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物			③ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	
		(略)			(略)	
3 5 の 4 ~ 4 3	(略)	(略)		3 5 の 4 ~ 4 3	(略)	(略)

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行
III 輸出許可申請等 1 輸出許可書等の申請手続等 (1) (略) (2) 輸出許可書等の添付書類 (イ) (略) (ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつて、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面 (i) (略) (ii) ニホンイシガメ (<i>Mauremys japonica</i>) の個体（生死の別を問わない。）にあつては、上記（i）に加えて、当該個体を繁殖した施設（以下「繁殖施設」という。）におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面 ①繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面又は<u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（基準遵守義務）第21条に基づき環境大臣が定める事項（令和三年環境省令第七号（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令）第2条第6号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面 写し1通</u> なお、<u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）</u>に基づき環境大臣が定める細目に基づく繁殖実施状況記録台帳の写しを提出する者にあつては、同法施行規則第2条第5項に基づく第一種動物取扱業者の登録証の写し1通を併せて提出すること。 ②・③ (略) (ハ)～(タ) (略)	III 輸出許可申請等 1 輸出許可書等の申請手続等 (1) (略) (2) 輸出許可書等の添付書類 (イ) (略) (ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつて、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面 (i) (略) (ii) ニホンイシガメ (<i>Mauremys japonica</i>) の個体（生死の別を問わない。）にあつては、上記（i）に加えて、当該個体を繁殖した施設（以下「繁殖施設」という。）におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面 ① 繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面又は<u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第8条第12号（第一種動物取扱業者の遵守基準）に基づき環境大臣が定める細目（平成18年環境省告示第20号（第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目））第5条第3号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面 写し1通</u> なお、<u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</u>に基づき環境大臣が定める細目に基づく繁殖実施状況記録台帳の写しを提出する者にあつては、同法施行規則第2条第5項に基づく第一種動物取扱業者の登録証の写し1通を併せて提出すること。 ②・③ (略) (ハ)～(タ) (略)